

根室市教育委員会規則第 2 号

根室市別当賀夢原館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

令和 7 年 2 月 2 0 日
根室市教育委員会規則第 2 号

根室市別当賀夢原館条例施行規則の一部を改正する規則

根室市別当賀夢原館条例施行規則（平成15年根室市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号から第3号までの規定中「40%」を「70%」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。